

令和6年3月27日

各行政区長 様

占冠村長 田 中 正 治

令和6年度土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び令和6年度固定資産課税台帳の閲覧について

このことについて、標記閲覧を別紙のとおり行いますので、貴区内一般に周知くださるようお願いします。

(総務課税務担当)

土地（家屋）価格等縦覧帳簿の縦覧について

村内に土地・家屋を所有する固定資産税の納税者の方が、他の土地や家屋と比較して自分の土地や家屋が適正に評価されているかを判断できるよう、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

- 1 縦覧期間 令和6年4月1日から令和6年7月31日まで
(ただし、土・日・祝日を除く)
- 2 縦覧時間 8時30分から17時15分まで
(ただし、12時00分から13時00分までを除く)
- 3 縦覧場所 占冠村総務課（税務担当窓口）
- 4 縦覧できる方 納税者及び同居の親族、納税管理人、委任状を受けた代理人
- 5 必要書類等
 - ① 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ② 法人の場合は代表者印または委任状
 - ③ 代理人の場合は本人からの委任状
- 6 縦覧帳簿の内容
 - ① 土地→所在・地番・地目・地積・価格
 - ② 家屋→所在・家屋番号・種類・構造・面積・建築年・価格
- 7 その他
 - ① 職員が「所有者地番」を特定することはできません。あらかじめ縦覧したい場所を調べたうえお越しく下さい。
 - ② 非課税に該当する土地又は家屋を所有し、固定資産税が課税されていない所有者は縦覧できません。
 - ③ 縦覧帳簿のコピーはできません。

<お問合せ先>

占冠村総務課税務担当

電話 0167-56-2121

固定資産課税台帳の閲覧について

課税台帳は、4月から時期を問わず閲覧できます。納税義務者は、7月に送付予定の納税通知書と合わせて送付する課税明細書でも課税台帳に登録された内容を確認することができます。

また、借地・借家人におかれましても関係する固定資産（土地・家屋・償却資産）に限り閲覧することができます。

納税義務者本人の固定資産課税台帳の閲覧

- 1 閲覧期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(ただし、土・日・祝日を除く)
- 2 閲覧時間 8時30分から17時15分まで
(ただし、12時00分から13時00分までを除く)
- 3 閲覧場所 占冠村総務課（税務担当窓口）
- 4 閲覧できる方 納税義務者または納税管理人
- 5 必要書類等 ① 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
② 法人の場合は代表者印または委任状
③ 代理人の場合は本人からの委任状

借地人・借家人等の固定資産課税台帳の閲覧

- 1 閲覧期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(ただし、土・日・祝日を除く)
- 2 閲覧時間 8時30分から17時15分まで
(ただし、12時00分から13時00分までを除く)
- 3 閲覧場所 占冠村総務課（税務担当窓口）
- 4 閲覧できる方 ① 土地や家屋を有償で借りている者
② 固定資産の処分をする権利を有する一定の者
- 5 必要書類等 ① 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
② 法人の場合は代表者印または委任状
③ 代理人の場合は本人からの委任状
④ 権利関係を示す書類（賃貸契約書、地代・家賃の領収書等）

<お問合せ先>

占冠村総務課税務担当

電話 0167-56-2121